

# 放射線機器管理委員会規程

平成23年3月12日 制 定

## 【はじめに】

診療放射線技師は、医療施設における放射線関連機器の特性を理解し、その安全かつ適切な利用のために性能維持と安全確保を通じて良質かつ安全な医療を提供しなければならない。そのために日本放射線技師会は放射線機器管理士を認定した。

一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）においても、放射線機器管理士の役割実践を通じて、道民の福祉に貢献するために当法人定款第4条に基づき放射線機器管理の実践および放射線機器管理士の育成を目的にこの規程を定める。

## （総 則）

第1条 当法人の目的遂行のため、当法人に放射線機器管理委員会（以下、「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は、当法人の名称を冠し随時開催する。

## （役員及び選任）

第2条 本委員会には次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名

2 役員は、理事会の同意を得て放射線機器管理に精通した会員の中から当法人会長が委嘱する。役員に欠員が生じた場合も同様とする。

3 委員長、副委員長、事務局長は互選にて選出しなければならない。

## （役員の仕事）

第3条 委員長は本委員会を代表し、本委員会を統治する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を行う。

## （任 期）

第4条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員補充により役員に任命された者の任期は前任者の残任期間とする。

## （守秘義務）

第5条 役員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。役員でなくなった場合も同様とする。

## （部会の権限）

第6条 本委員会は、次の事項を提言、助言する。

- (1) 放射線関連機器の安全利用の知識の普及と啓発に関する事業
- (2) 放射線関連機器の安全管理技術の指導普及に関する事業
- (3) 放射線関連機器等に関する調査研究事業
- (4) 会員および放射線機器管理士に対する教育訓練の実施
- (5) 放射線機器管理士取得の推進
- (6) その他各号の事業を達成するために必要な事業

## （会 議）

第7条 会議は委員長が招集する。

## 附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程に定めなき事項については、当法人の諸規程に準ずるものとする。
- 3 この規程は平成23年3月12日より施行する。